

第100期 決算公告

平成19年6月27日

富山市堤町通り1丁目2番26号
株式会社 北陸銀行
取締役頭取 高木 繁雄

貸借対照表（平成19年3月31日現在）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け	140,378	預金	4,917,478
現金	72,632	当座預金	379,636
預け	67,745	普通預金	1,935,297
コ ー ル	120,000	貯蓄預金	43,522
買入金	199,885	通知預金	49,235
特定取引	6,078	定期預金	2,369,135
商品有価証券	3,146	定期積金	35,470
特定金融派生商品	2,932	その他の預金	105,181
金銭の信託	2,426	譲渡性預金	58,843
有価証券	853,235	コ ー ル マ ネ	31,573
国債	260,230	債券貸借取引受入担保金	13,880
地方債	109,598	特定取引負債	718
社債	216,251	特定金融派生商品	718
株	204,149	借用金	246,256
その他の証券	63,004	借入金	246,256
貸出	4,124,931	外国為替	373
割引手形	103,511	外国他店借替	193
手形貸付	412,039	売渡外国為替	145
証書貸付	2,979,475	未払外国為替	33
当座貸越	629,904	その他の負債	51,171
外国為替	9,970	未決済為替借	1
外国他店預け	2,212	未払法人税等	294
買入外国為替	2,443	未払費用	4,635
取立外国為替	5,314	前受収益	3,501
その他の資産	55,032	給付補てん備	16
前払費用	465	未払金	1,463
未収収益	9,366	金融派生商品	31,113
未収金	701	その他の負債	10,146
金融派生商品	30,856	退職給付引当金	209
その他の資産	13,642	再評価に係る繰延税金負債	9,087
有形固定資産	64,931	支払承諾	101,676
建物	20,632	負債の部合計	5,431,268
土地	41,603	(純資産の部)	
建設仮勘定	46	資本金	140,409
その他の有形固定資産	2,649	資本剰余金	14,998
無形固定資産	3,880	資本準備金	14,998
ソフトウェア	3,482	利益剰余金	54,411
その他の無形固定資産	398	利益準備金	2,644
繰延税金資産	46,053	その他利益剰余金	51,767
支払承諾見返	101,676	繰越利益剰余金	51,767
貸倒引当金	△ 57,759	株主資本合計	209,820
投資損失引当金	△ 58	その他有価証券評価差額金	20,642
		繰延ヘッジ損益	△ 23
		土地再評価差額金	8,957
		評価・換算差額等合計	29,577
資産の部合計	5,670,665	純資産の部合計	239,397
		負債及び純資産の部合計	5,670,665

損益計算書 〔平成18年 4月 1日から
平成19年 3月31日まで〕

(単位：百万円)

科 目	金 額	額
経常収益		130,121
資金運用収益	90,021	
貸出金利	75,928	
有価証券利息配当	9,953	
コールローン利息	219	
預け金の利息	640	
その他の受入利息	3,279	
役務取引等収益	25,597	
受入為替手数料	7,804	
その他の役務収益	17,792	
特定取引収益	1,265	
商品有価証券収益	203	
特定金融派生商品収益	1,062	
その他の業務収益	8,879	
外国為替売買	7,235	
外国債等債券売却	183	
金融派生商品収益	1,453	
その他の業務収益	6	
その他の経常収益	4,357	
株式等売却	797	
金銭の信託運用	3	
その他の経常収益	3,556	
経常費用		91,967
資金調達費用	12,534	
預金利息	6,874	
譲渡性預金利息	98	
コールマネー利息	110	
債券貸借取引支払利息	851	
売渡手形利息	17	
借入金利息	2,265	
金利スワップ支払利息	2,228	
その他の支払利息	87	
役務取引等費用	6,368	
支払為替手数料	1,181	
その他の役務費用	5,187	
その他の業務費用	1	
国債等債券売却損	1	
営業経常費用	49,332	
その他の経常費用	23,731	
貸倒引当金繰入額	21,666	
貸出金償却	61	
株式等売却損	1	
株式等償却	332	
金銭の信託運用損	2	
その他の経常費用	1,666	
経特別利益		38,153
固定資産処分益	38	
償却債権取償	80	
移転補償	272	
経特別損失		560
固定資産処分損失	528	
減損	31	
税引前当期純利益		37,983
法人税、住民税及び事業税		88
法人税等調整額		19,256
当 期 純 利 益		18,638

(貸借対照表の注記)

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という）の取引については、取引の約定時点を基準とし、貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上しております。
特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については決算日において決済したものとみなした額により行っております。
3. 有価証券の評価は、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある株式については決算期末前1カ月の市場価格の平均に基づく価格、それ以外については決算日における市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
4. 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
5. デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。
6. 有形固定資産の減価償却は、動産については定率法、不動産については定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	15年～39年
動 産	5年～6年
7. 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（主として6年）に基づいて償却しております。
8. 外貨建資産・負債は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社・子法人等株式及び関連法人等株式を除き、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
9. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
上記以外の債権については、一定の種類ごとに分類し、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は110,198百万円であります。
10. 投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。
11. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（8年）による定額法により損益処理
数理計算上の差異	各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（8年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌期から損益処理

なお、会計基準変更時差異（16,794百万円）については、15年による按分額を費用処理しております。
12. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

13. 金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法として、一部の資産・負債について、ヘッジ対象とヘッジ手段を直接対応させる「個別ヘッジ」を適用し、繰延ヘッジによる会計処理あるいは金利スワップの特例処理を行っております。

なお、貸出金・預金等の多数の金融資産・負債から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する「マクロヘッジ」については、平成14年4月にヘッジ会計の適用を中止し、ヘッジ会計の適用を中止するまで繰り延べていたヘッジ手段にかかる評価差額（△5,088百万円）は「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。）の規定に基づき、ヘッジ手段の残存期間（4.5年）にわたり損益配分しております。

14. 外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

15. 消費税及び地方消費税（以下、消費税等という）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当期の費用に計上しております。

16. 親会社株式の金額 ー百万円

17. 関係会社の株式総額（親会社株式を除く） 55,078百万円

18. 関係会社に対する金銭債権総額 1,874百万円

19. 関係会社に対する金銭債務総額 94,887百万円

20. 有形固定資産の減価償却累計額 54,205百万円

21. 有形固定資産の圧縮記帳額 2,772百万円

22. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、パソコン、自動機等については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

(1) 取得原価相当額 動産 9,588百万円

その他 ー百万円

合計 9,588百万円

(2) 減価償却累計額相当額 動産 4,756百万円

その他 ー百万円

合計 4,756百万円

(3) 期末残高相当額 動産 4,831百万円

その他 ー百万円

合計 4,831百万円

(注) 取得原価相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。

(4) 未経過リース料 1年内 1,198百万円

期末残高相当額 1年超 3,633百万円

合計 4,831百万円

(注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。

(5) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び減損損失

支払リース料 1,182 百万円

減価償却費相当額 1,182 百万円

(6) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(7) 減損損失について

リース資産に配分された減損損失はありません。

23. 貸出金のうち、破綻先債権額は14,904百万円、延滞債権額は134,270百万円であります。
 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
24. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は232百万円であります。
 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
25. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は35,655百万円であります。
 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
26. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は185,063百万円であります。
 なお、23. から26. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
27. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は105,955百万円であります。
28. 担保に供している資産は次のとおりであります。
 担保に供している資産
- | | |
|-------------|------------|
| 有価証券 | 90,447百万円 |
| 貸出金 | 253,347百万円 |
| 担保資産に対応する債務 | |
| 預金 | 40,441百万円 |
| コールマネー | 30,000百万円 |
| 債券貸借取引受入担保金 | 13,880百万円 |
| 借入金 | 147,800百万円 |
- 上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券95,360百万円、その他資産58百万円を差し入れております。
 また、その他の資産のうち保証金は2,814百万円であります。
29. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
 再評価を行った年月日 平成10年3月31日
 同法律第3条第3項に定める再評価の方法
 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める算定方法に基づき、地価税法に規定する地価税の課税価格の計算基礎となる土地の価額（路線価）を基準として時価を算出しております。
 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当期末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額22,124百万円
30. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金73,400百万円が含まれております。
31. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（証券取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は84,138百万円であります。
 なお、当該保証債務に係る支払承諾及び支払承諾見返については、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第38号平成19年4月17日）により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当期から相殺しております。
 これにより、従来の方法に比べ支払承諾及び支払承諾見返は、それぞれ84,138百万円減少しております。
32. 1株当たりの純資産額 166円53銭
 「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号平成14年9月25日）が平成18年1月31日付で改正され、会社法施行日以後終了する事業年度から適用されることになっ

たことに伴い、当期から同適用指針を適用し、1株当たり純資産額は「繰延ヘッジ損益」を含めて算出しております。これにより、従来の方法に比べ1株当たりの純資産額は0円3銭減少しております。

33. 銀行法第18条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。

剰余金の配当をする場合には、会社法第445条第4項（資本金の額及び準備金の額）の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に5分の1を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金として計上しております。

また、当行の定款の定めるところにより、優先株主に対しては、次に定める各種優先株式の優先配当金を超えて配当することはありません。

第1種優先株式 1株につき37円50銭

第2種優先株式 1株につき37円50銭

第3種優先株式 1株につき50円00銭

34. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品有価証券」、「預け金」中の譲渡性預け金、並びに「買入金銭債権」中の信託受益権等が含まれております。以下37.まで同様であります。

売買目的有価証券

	貸借対照表計上額 (百万円)	当期の損益に含まれた 評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	3,146	△1

その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (百万円)	貸借対照表 計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
株式	84,661	125,276	40,614	42,043	1,428
債券	508,258	497,308	△10,950	351	11,301
国債	266,958	260,230	△6,727	47	6,775
地方債	111,263	109,598	△1,664	227	1,891
社債	130,036	127,478	△2,558	76	2,634
その他	64,775	64,871	95	1,297	1,202
合計	657,695	687,456	29,760	43,692	13,932

なお、上記の評価差額から繰延税金負債9,118百万円を差し引いた額20,642百万円が「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

35. 当期中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
その他有価証券	28,679	981	2

36. 時価のない有価証券のうち、主なものの内容と貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

内 容	金額 (百万円)
子会社・子法人等株式及び関連法人等株式	
子会社・子法人等株式	55,078
関連法人等株式	—
その他有価証券	
非上場株式	23,795
非上場外国証券	0
その他	255,976

37. その他有価証券のうち満期があるものの期間ごとの償還予定額は次のとおりであります。

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
債券	70,718	254,132	228,549	32,681
国債	36,506	73,483	118,536	31,703
地方債	6,490	49,732	53,376	—
社債	27,721	130,915	56,636	977
その他	6,095	36,049	455	14,303
合計	76,814	290,182	229,005	46,984

38. 金銭の信託の保有目的別の内訳は次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (百万円)	当期の損益に含まれた 評価差額 (百万円)
運用目的の金銭の信託	2,426	—

39. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,248,263百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが1,222,687百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

40. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産		
貸倒引当金損金算入限度超過額	55,003	百万円
減価償却損金算入限度超過額	1,096	
退職給付引当金	9,749	
有価証券評価損否認額	9,141	
子会社株式	31,956	
その他	1,934	
繰越欠損金	12,116	
繰延税金資産小計	<u>120,997</u>	
評価性引当額	<u>△65,175</u>	
繰延税金資産合計	55,822	
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額	9,118	
その他	<u>650</u>	
繰延税金負債合計	9,768	
繰延税金資産の純額	46,053	百万円

41. 「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号平成17年12月9日）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日）が会社法施行日以後終了する事業年度から適用されることになったこと等から、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第60号平成18年4月28日）により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当期から以下のとおり表示を変更しております。

- (1) 「資本の部」は「純資産の部」とし、株主資本及び評価・換算差額等に区分のうえ、表示しておりません。

なお、当期末における従来の「資本の部」の合計に相当する金額は239,420百万円であります。

- (2) 「利益剰余金」に内訳表示していた「当期末処分利益」は、「その他利益剰余金」の「繰越利益剰余金」として表示しております。

- (3) 「繰延ヘッジ損失」又は「繰延ヘッジ利益」として「その他資産」又は「その他負債」に含めて計上していたヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、税効果額を控除のうえ評価・換算差額等の「繰延へ

ツジ損益」として相殺表示しております。

(4) 「株式等評価差額金」は、「その他有価証券評価差額金」として表示しております。

(5) 「動産不動産」は、「有形固定資産」、「無形固定資産」又は「その他資産」に区分して表示しております。

①「動産不動産」中の「土地建物動産」は、「有形固定資産」中の「建物」「土地」「その他有形固定資産」に区分表示し、「建設仮払金」は、「有形固定資産」中の「建設仮勘定」として表示しております。

②「動産不動産」中の「保証金権利金」のうち権利金は、「無形固定資産」中の「その他の無形固定資産」として、保証金は、「その他資産」中の「その他の資産」として表示しております。

③「その他資産」中の「その他の資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」中の「ソフトウェア」として表示しております。

42. 「有限責任事業組合及び合同会社に対する出資者の会計処理に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第21号平成18年9月8日)が公表日以後終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当期から同実務対応報告を適用しております。なお、これによる貸借対照表等に与える影響はありません。

43. 銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ(10)に規定する単体自己資本比率(国内基準)は、9.16%であります。

(損益計算書の注記)

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 関係会社との取引による収益総額

資金運用取引に係る収益総額 232 百万円

役員取引等に係る収益総額 6 百万円

その他業務・その他経常取引に係る収益総額 288 百万円

関係会社との取引による費用総額

資金調達取引に係る費用総額 1,203 百万円

役員取引等に係る費用総額 0 百万円

その他業務・その他経常取引に係る費用総額 3,765 百万円

3. 1株当たり当期純利益金額 18 円 88 銭

4. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 15 円 41 銭

5. 特定取引目的の取引については、取引の約定時点を基準とし、当該取引からの損益を損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当期中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前期末と当期末における評価損益の増減額を、派生商品については前期末と当期末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

6. 従来は損益計算書の末尾において当期末処分利益の計算を表示しておりましたが、当期より株主資本等変動計算書を作成し、資本金、準備金及び剰余金の状況を表示しております。なお、これにともない、利益処分計算書は当期より作成しておりません。

7. 関連当事者の取引

(役員及び個人主要株主等)

属性	会社等の名称	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員	八木熊吉	当行監査役 フクビ化学工業㈱ 代表取締役会長	—	—	資金の貸付等 (注) 1	70	貸出金等	250
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	㈱八木熊 (注) 2	合成樹脂・繊維 糊材卸売	(所有) 直接 4.92%	役員の兼任	資金の貸付等	342	貸出金等	959
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等(当該会社等の子会社を含む)	八木通信保険 ㈱ (注) 3	保険代理業	なし	なし	資金の貸付等	79	貸出金等	75
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	中村留精密工業 ㈱ (注) 4	工作機械・光学 機械製造販売	(所有) 直接 1.83%	役員の兼任	資金の貸付等	600	貸出金等	600
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	(有)ライトアップ (注) 5	人材派遣	なし	役員の兼任	資金の貸付等	199	貸出金等	68

上記の取引は、一般の取引先と同様な条件で行っております。

(注) 1. 本取引は、当行監査役八木熊吉が第三者(フクビ化学工業㈱)の代表者として行った取引であります。

期末残高は、当行監査役八木熊吉が代表取締役会長を退任した時点の残高を記載しております。

2. 当行監査役八木熊吉及びその近親者が、議決権の過半数を自己の計算において保有しております。

3. 当行監査役八木熊吉及びその近親者が、議決権の過半数を自己の計算において保有する会社の子会社であります。

預金を貸出金の担保として受け入れております。

4. 当行監査役中村健一及びその近親者が、議決権の過半数を自己の計算において保有しております。

当行監査役中村健一は、中村留精密工業㈱の代表取締役社長であります。

貸出金の担保として不動産に根抵当権を設定しております。

5. 当行監査役中村健一及びその近親者が、議決権の過半数を自己の計算において保有しております。

当行監査役中村健一は、(有)ライトアップの代表取締役社長であります。

6. 取引金額は期中平均残高を記載しております。

(兄弟会社)

属性	会社等の名称	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)
親会社の子会社	北陸保証サービス ㈱	信用保証業務	なし	なし	当行の住宅ローン 債権等に対する被 保証	714,036
					保証料の支払い	670
					代位弁済の受入	1,949